

財政健全化法に基づく「健全化判断比率等」について

県や市町村の財政を適正に運営することを目的とした「財政健全化法」が新たに施行され、この法律により、地方公共団体の財政の健全度を判断する指標を、平成19年度の決算に基づく数値から公表することとなりました。

■財政健全化法とは？

正式名称は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」です。北海道夕張市の「財政破たん」問題きっかけに、県や市町村の財政破たんを未然に防ぐため、この法律が制定されました。

■これまでの制度との違いは？

財政健全化法では、四つの財政指標（健全化判断比率）により財政状況の悪化を「早期健全化（イエローカード）」と「財政再生（レッドカード）」の2段階で判断する仕組みができました。

また、判断の基準となる指標に新しいものが加わったことで、指標に関わりのある会計の範囲が広がり、これまでの指標と比較すると、より市全体の財政状況が明らかにできるようになりました。

さらに、各公営企業会計についても資金不足比率という指標により、

経営の健全化を判断する仕組みができました。

●財政の早期健全化と再生

区分	早期健全化基準		財政再生基準
	健全段階	早期健全化段階	財政再生段階
①実質赤字比率			
②連結実質赤字比率			
③実質公債費比率			
④将来負担比率			

数値が高いほど財政が悪化 →

●各公営企業会計の経営健全化

区分	経営健全化基準	
	健全段階	経営健全化段階
⑤資金不足比率		

数値が高いほど経営が悪化 →

■各指標の意味は？

①実質赤字比率
一般会計の赤字額の程度を表しています。

一般会計の赤字額が財政規模（市税など自由に使える1年分の経常的な収入。市の年収に近いもの）に占める割合を表したものです。

②連結実質赤字比率
市全体の会計の赤字額の程度を表しています。

市の全会計の赤字（公営企業会計は資金不足額）や黒字を合計した、市全体の赤字額が財政規模に占める割合を表したものです。

③実質公債費比率（3年平均）
年収のうち借入金の返済にあてる割合を表しています。

借入金の返済やそれに準ずるものの返済が財政規模に占める割合を表したものです。

④将来負担比率
借入金残高などの負債額が年収の何年分にあたるかを表しています。

将来負担すべき負債の額から、基金などの貯金を除いた残りの額が財政規模に占める割合を表したものです。

⑤資金不足比率
公営企業会計ごとの赤字額の程度を表しています。

公営企業会計ごとの資金の不足額が事業規模（各会計の料金収入などの額）に占める割合を表したものです。

■基準を超えると？

①から④までの四つの健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を上回ると、計画を作り、指標が基準以下となるまで自主的な財政の健全化に努めることとなります。

⑤資金不足比率による公営企業会計ごとの経営健全化基準についても、各会計において自主的な健全化に努めることとなります。

財政再生基準を上回る場合には、計画を作り、国の監視下のもと、厳しい歳出削減による財政の再生に努めることとなります。

